

2022年3月11日

各 位

会社名 三菱UFJ国際投信株式会社
(管理会社コード 13444)
代表者名 取締役社長 横川 直
問合せ先 商品ディスクロージャー部 笠間 悦男
(TEL. 03-6250-4910)

E T F の投資信託約款の変更に関するお知らせ

当社は、以下のファンドの投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 銘柄名 (コード)

- a. MAXIS米国株式 (S & P 500) 上場投信 (2558)
- b. MAXIS米国株式 (S & P 500) 上場投信 (為替ヘッジあり) (2630)

2. 変更の理由

- a. b. 信託報酬率を引き下げするため
- a. 米国法令遵守のための手続きを約款上も明確にするため

3. 変更の内容

詳細は別添の新旧対照表をご参照ください。

4. 日程

2022年3月30日まで 金融庁届出日
2022年3月31日 変更日

5. 変更に関する書面決議の方法及び期日

上記変更につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」に規定される「変更の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議は行いません。

投資信託約款の新旧対照表

MAXIS米国株式(S&P500)上場投信

変更後(新)	変更前(旧)
<p>(投資する株式等の範囲)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>この信託およびマザーファンド(モルガン・スタンレー株式会社について、委託者が議決権行使権限を委託する、または、議決権行使助言(推奨)にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使している場合に限り、)において投資するモルガン・スタンレー株式会社については、委託者および受託者が合意の上、委託者が適切な能力を有すると判断した独立した議決権行使助言会社に、当該株式にかかる議決権行使権限を委託するか、または、当該議決権行使助言会社による議決権行使助言(推奨)にしたがって、当該推奨通りに議決権を行使します。</u></p> <p>④ <u>前項の議決権行使権限の委託または助言(推奨)どおりの議決権行使を停止しようとする場合は、第55条第2項から第6項の規定を準用することとし、必要な技術的読替えは委託者と受託者の協議にて定めます。</u></p>	<p>(投資する株式等の範囲)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p><u><追加></u></p> <p><u><追加></u></p>
<p>(信託報酬等)</p> <p>第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。</p> <p>1. 第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>7以内</u>の率を乗じて得た額</p> <p>2. ~3. (略)</p> <p>②~③ (略)</p>	<p>(信託報酬等)</p> <p>第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。</p> <p>1. 第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>7.8以内</u>の率を乗じて得た額</p> <p>2. ~3. (略)</p> <p>②~③ (略)</p>

MAXIS米国株式（S&P500）上場投信（為替ヘッジあり）

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（信託報酬等）</p> <p>第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。</p> <p>1. 第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>7以内</u>の率を乗じて得た額</p> <p>2. ～3.（略）</p> <p>②～③（略）</p>	<p>（信託報酬等）</p> <p>第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、次の各号により計算された額の合計額とします。</p> <p>1. 第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の<u>7.8以内</u>の率を乗じて得た額</p> <p>2. ～3.（略）</p> <p>②～③（略）</p>

以上